



平成18年5月31日

各 位

会 社 名 日本精密株式会社
(JASDAQコード番号：7771)
代表者名 代表取締役会長兼社長
岡林 博
問合わせ先 管理グループリーダー
田崎 政己
T E L (048)225-5311

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月30日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第29回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

第一章総則から第六章計算までの内容につき、会社法に則した条項及び条文の見直しを行い変更するものであります。

定款内容の大きな変更と理由についてはつぎのとおりであります。

業容の拡大に向け、発行可能株式総数を 9,908,000 株から 40,000,000 株に変更
効率化の視点で株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供の項を追加

コーポレートガバナンスの効果のため、取締役会の内容を整備するとともに、監査役会の設置を定款に追加

2. 変更の内容

変更の内容は次の別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日（木）

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日（木）

以上

<別紙>

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、日本精密株式会社と称し、英文では、Nihon Seimitsu Co.,Ltd.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の製造、販売、および輸出入業</p> <p>(1) 写真機、時計、時計側等精密機械器具</p> <p>(2) 喫煙具、時計バンド等装身具・装飾品</p> <p>(3) 運動競技用具および娯楽用具・玩具</p> <p>(4) 通信機器およびその関連商品</p> <p>(5) 貴金属商品</p> <p>(6) ステンレス、チタニウム等各種金属の熱処理および表面処理</p> <p>(7) メガネフレーム等光学商品</p> <p>(8) 電子機器および部品</p> <p>2. 前号に対する投資、融資または第三者との共同経営</p> <p>3. 前各号に関連または附帯する一切の業務</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (同 左)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>1. (同 左)</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) (同 左)</p> <p>(5) (同 左)</p> <p>(6) (同 左)</p> <p>(7) (同 左)</p> <p>(8) (同 左)</p> <p>(9) <u>投 資 等</u></p> <p>2. (同 左)</p> <p>3. (同 左)</p>

<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を埼玉県川口市に置く。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>9,908,000株とする。ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議により、<u>自己の株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、<u>1,000株とする。</u></p> <p>2 <u>当社は、1単元未満の株式について(以下「単元未満株式」という。)は株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載<u>する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>40,000,000株とする。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議によつて<u>市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、<u>1,000株とする。</u></p> <p>(8条2項に移行)</p> <p>(削る)</p> <p>(株式の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は株式に係る株券を発行する</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>3 (削る)</p>
---	--

(新 設)

(名義書換代理人)

第8条 当社は株式につき名義書換代理人を置くことができる。

- 2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱およびその手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規定)

第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料につい

(基準日)

- 第 10 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
- 2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

- 第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

- 第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る。

ては、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株式または登録株式質権者とすることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

- 第 13 条 (同 左)

(招集権者および議長)

- 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。
- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決 議)

第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 商法第 3 4 3 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。

(新 設)

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。

(決 議)

第 17 条へ移行

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することが

(議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印するものとする。

第4章 取締役および取締役会 (新設)

(員数)

第16条 当社の取締役は8名以内とする。

(選任)

第17条 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 (同左)

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集および議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し議長となる。取締役会長が欠員のとき、または取締役会長に事故があるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会長は、当会社を代表する。

- 2 前項のほか、取締役会の決議をもって当会社を代表する取締役を定めることができる。
- 3 当会社は、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。

(新設)

る。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

- 2 (削る)

(代表取締役および役付取締役)

第24条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役会は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長を1名選定し、また必要に応じて、取締役会長を1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第27条</u> 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第28条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会規定)</p> <p><u>第29条</u> 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>
<p>(業務執行)</p> <p>第21条 取締役社長は、当社の業務を統轄し、取締役副社長または専務取締役、常務取締役は、取締役社長の補佐としてその業務を分掌する。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</p>	<p>(削る)</p>
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p><u>第22条</u> 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(取締役会の報酬等)</p> <p><u>第30条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

第5章 監査役

(新設)

(員数)

第23条 当社の監査役は3名以内とする。

(選任)

第24条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任期)

第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(新設)

(新設)

(新設)

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 (同左)

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任されて監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の収集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第26条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第27条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日まで<u>年1期とし、営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第28条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対して支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第29条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録実質権者に対し、<u>中間配</u></p>	<p><u>定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第42条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し<u>金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)</u>を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法</u></p>
---	---

<p style="text-align: center;"><u>当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第30条 <u>利益配当金、中間配当金およびその他の諸交付金は、当社がその支払の提供をしてから満3年を経過したときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 <u>未払の利益配当金、中間配当金およびその他の諸交付金には利息をつけないものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という、)をすることができる。</u></p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第44条 <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>
--	--

以上